



税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
株式等譲渡所得割	支払を受ける一定の特定口座における上場株式等の譲渡による所得等の額の $\frac{5}{100}$	左に同じ	源泉徴収口座内配当等 翌年の1月10日		
事業税個人	(1) 第一種事業所得の $\frac{5}{100}$ (2) 第二種事業所得の $\frac{4}{100}$ (3) 第三種事業 法第72条の2第10項第5号及び7号に該当するもの 所得の $\frac{3}{100}$ その他のもの 所得の $\frac{5}{100}$	左に同じ	第1期 8月15日～ 8月31日 第2期 11月15日～ 11月30日 年の中途において事業を廃止したとき 知事が定める日	(免除) 1. 生活保護法の規定による生活扶助又は生業扶助を受ける者 2. 過疎地域内において租税特別措置法第12条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける設備であって、条例の規定によるもの 3. 過疎地域内において畜産業又は水産業を行う者で条例の適用を受けるもの (減免) 下記のうち知事が必要と認める者 (1) 天災その他特別の事情により被害を受けた者 (2) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者 (3) 法施行令第7条各号に掲げる障害者で生活が困難であるもの (4) (2)及び(3)以外のもので生活が困難であるため事業税の負担が著しく困難であるもの	

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
法人	(1) 電気供給業 } を行う ガス供給業 } 法人 保険業 } 収入金額の $\frac{0.9}{100}$ ( $\frac{0.939}{100}$ ) (2) その他の事業を行う法人 特別法人 [(3)を除く] 所得のうち年400万円以下の金額の $\frac{3.4}{100}$ ( $\frac{3.55}{100}$ )  所得のうち年400万円を超える金額の $\frac{4.6}{100}$ ( $\frac{4.798}{100}$ )  資本金1億円超の普通法人 付加価値割 対する税率 $\frac{0.7344}{100}$ [ $\frac{1.2144}{100}$ ]  資本割 資本金等の額の $\frac{0.306}{100}$ [ $\frac{0.506}{100}$ ]  所得割 所得のうち年400万円以下の金額の $\frac{1.714}{100}$ [ $\frac{0.414}{100}$ ]  所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額の $\frac{2.465}{100}$ [ $\frac{0.665}{100}$ ]  所得のうち年800万円を超える金額の $\frac{3.316}{100}$ [ $\frac{0.916}{100}$ ]  三以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う 法人所得の $\frac{3.316}{100}$ [ $\frac{0.916}{100}$ ]  その他の法人 [(3)を除く] 所得のうち年400万円以下の金額の $\frac{3.4}{100}$ ( $\frac{3.55}{100}$ )  所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額の $\frac{5.1}{100}$ ( $\frac{5.319}{100}$ )	左に同じ	1. (法第72条の25第1項又は法第72条の28第1項の法人) 各事業年度終了の日から2か月 ただし、法第72条の25第2項により知事の認めたものはその指定した日 会計監査人の監査を受けなければならないこと等の理由により決算が確定しないため上記期間中に申告納付できない場合には知事の承認により3か月以内 2. (法第72条の26第1項の法人) 事業年度開始の日から6か月を経過した日から2か月 3. (法第72条の29第1項の法人) 各事業年度終了の日から2か月 4. (法第72条の30第1項の法人) 残余財産分配の日の前日 5. (法第72条の31第1項の法人) 残余財産の確定した日から1か月	(免除) 過疎地域内において租税特別措置法第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける設備であって、条例の規定によるもの	

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
	<p>所得のうち年800万円を超える金額の  <math>\frac{6.7}{100} \left( \frac{6.988}{100} \right)</math></p> <p>(3) 三以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの            特別法人            所得の <math>\frac{4.6}{100} \left( \frac{4.798}{100} \right)</math></p> <p>その他法人            所得の <math>\frac{6.7}{100} \left( \frac{6.988}{100} \right)</math></p> <p>( )は平成10年2月1日から平成31年1月31日までに終了する事業年度分について、資本金の額又は出資金の額が1億円超のもの、又は所得が年5,000万円超(収入金額を課税標準とするもの)にあつては4億円超のものに適用する。</p> <p>[ ]は開始事業年度が平成28年4月1日以後の事業年度分について適用する。</p>				
地方税法 人特別 税	<p>外形標準課税対象法人の基準法人所得割額の  <math>\frac{93.5}{100} \left( \frac{414.2}{100} \right)</math></p> <p>外形標準課税対象以外の法人の基準法人所得割額の  <math>\frac{43.2}{100}</math></p> <p>基準法人収入割額の  <math>\frac{43.2}{100}</math></p> <p>( )は開始事業年度が平成28年4月1日以後の事業年度分について適用する。</p>	<p>外形標準課税対象法人の基準法人所得割額の  <math>\frac{67.4}{100} \left( \frac{93.5}{100} \right)</math></p> <p>左に同じ</p> <p>( )は開始事業年度が平成27年10月1日以後の事業年度分について適用する。</p>	<p>平成20年10月1日以後に開始する事業年度に係る所得及び同日以後の解散による清算所得</p> <p>法人事業税の納期に準ずる</p>		

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
地方消費税 譲渡割	<p>課税資産の譲渡等に係る消費税額の  <math>\frac{17}{63}</math></p>	左に同じ	<p>1. 個人事業者 課税期間の翌年3月末日</p> <p>2. 法人事業者 課税期間の末日の翌日から2か月</p>		
貨物割	<p>課税貨物に係る消費税額の  <math>\frac{17}{63}</math></p>		課税貨物を保税地域から引き取る日		
不動産 取得税	<p>価格の <math>\frac{4}{100}</math></p> <p>〔平成20年4月1日から平成30年3月31日までの住宅又は土地の取得〕  <math>\frac{3}{100}</math></p>	左に同じ	知事が定める日	<p>(減免)            天災等により災害を受けた者等のうち知事が必要と認めるもの            (免除)            過疎地域内において租税特別措置法第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける家屋及びその敷地である土地であつて、条例の規定によるもの</p>	<p>課税標準            について            土地            10万円未            満            家屋            (建築分)            23万円未            満            (その他)            12万円未            満</p>
県たば こ税	<p>1,000本につき860円            (旧3級品の紙巻たばこについては、1,000本につき481円)</p>	<p>1,000本につき860円            (旧3級品の紙巻たばこについては、1,000本につき411円)</p>	毎翌月末日	<p>(免除)            1. 輸出又は輸出の目的で行われる輸            出業者に対する売            渡し            2. 本邦と外国との間を往来する本邦の船舶又は航空機に船用品又は機用品として積み込むための売渡し            3. 品質悪変又は破損等のため販売に適しないと認められる製造たばこの廃棄            4. 既にたばこ税を課された製造たばこの売渡し又は消費等</p>	

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
ゴルフ場利用税	1人1日につき 1級 1,150円 2級 1,100円 3級 950円 4級 800円 5級 650円 6級 500円 7級 400円  1. 65歳以上70歳未満の者の利用 2. 一定の競技会による利用 3. 早朝等の利用 以上に該当するものは2分の1の税率を適用する	左に同じ	毎翌月末日		
自動車取得税	$\frac{3}{100}$ 軽自動車以外の営業用自動車又は軽自動車 当分の間 $\frac{2}{100}$ 電気自動車 平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した中古車 取得価額から45万円控除 天然ガス自動車 平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した中古車でボスト新長期規制からNOx 10%以上低減車 取得価額から45万円控除	左に同じ	申告納付 1. 道路運送車両法第7条<新規登録>の規定による登録又は同法第97条の3<軽自動車の使用の届出等>の規定による届出がされる自動車に係る自動車の取得登録又は届出の時 2. 道路運送車両法第13条<移転登録>の規定による登録を受けるべき自動車の取得登録を受けるべき事由があった日から15日を経過する日 3. その他の自動車の取得 取得の日から15日を経過する日	(減免) 次の各号に該当する者のうち知事が必要と認めるもの 1. 天災その他特別の事情により滅失又は損壊した自動車に代わるものと認められる自動車の取得 2. 取得した自動車とその取得の直後に天災その他特別の事情により滅失又は損壊した場合における当該自動車の取得 3. 身体障害者が自ら運転する自動車を取得した場合における当該自動車の取得 4. 重度身体障害者又は精神障害者が当該重度身体障害者又は精神障害者のために当該重度身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が運転する自動車を取得した場合(重度身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が当該自動車を取得した場合を含む)及	取得価額について50万円以下(平成30年3月31日まで)

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
	ガソリン自動車 ハイブリッド自動車 (1) 平成17年低排出ガス基準75%以上達成かつ平成32年度燃費基準+20%達成車のうち平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した中古車 取得価額から45万円控除  平成17年低排出ガス基準75%以上達成かつ平成32年度燃費基準+10%達成車 平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車 営業用及び軽自動車 $\frac{0.4}{100}$ 自家用 $\frac{0.6}{100}$ 平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した中古車 取得価額から35万円控除 平成17年低排出ガス基準75%以上達成かつ平成32年度燃費基準達成車 平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車 営業用及び軽自動車 $\frac{0.8}{100}$ 自家用 $\frac{1.2}{100}$ 平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した中古車 取得価額から25万円控除			び身体障害者又は精神障害者のみで構成される世帯の重度身体障害者又は精神障害者が当該重度身体障害者又は精神障害者のために当該重度身体障害者又は精神障害者を常時介護する者(当該重度身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者を除く。)が運転する自動車を取得した場合における当該自動車の取得 5. 構造上身体障害者の利用に供する自動車又は専ら身体障害者が運転するための構造変更がなされた自動車を取得した場合における当該自動車の取得 6. 医療法に規定する公的医療機関の開設者が救急自動車、へき地巡回診療の用に供する自動車を取得した場合における当該自動車の取得	

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
	<p>平成17年低排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準+10%達成車のうち平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用及び軽自動車 <math>\frac{1.2}{100}</math></p> <p>自家用 <math>\frac{1.8}{100}</math></p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した中古車</p> <p>取得価額から15万円控除</p> <p>平成17年低排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準+5%達成車のうち平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用及び軽自動車 <math>\frac{1.6}{100}</math></p> <p>自家用 <math>\frac{2.4}{100}</math></p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した中古車</p> <p>取得価額から5万円控除</p>				

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
	<p>(2)</p> <p>車両総重量が2.5t以下バス・トラックであって平成17年低排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準+25%達成車のうち平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した中古車</p> <p>取得価額から45万円控除</p> <p>平成17年低排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準+20%達成車のうち平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用及び軽自動車 <math>\frac{0.4}{100}</math></p> <p>自家用 <math>\frac{0.6}{100}</math></p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した中古車</p> <p>取得価額から35万円控除</p> <p>平成17年低排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準+15%達成車のうち平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用及び軽自動車 <math>\frac{0.8}{100}</math></p> <p>自家用 <math>\frac{1.2}{100}</math></p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した中古車</p> <p>取得価額から25万円控除</p>				

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
<p>平成17年低排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準+10%達成車のうち平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用及び軽自動車 <math>\frac{1.2}{100}</math></p> <p>自家用 <math>\frac{1.8}{100}</math></p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した中古車</p> <p>取得価額から15万円控除</p> <p>平成17年低排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準+5%達成車のうち平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用及び軽自動車 <math>\frac{1.6}{100}</math></p> <p>自家用 <math>\frac{2.4}{100}</math></p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した中古車</p> <p>取得価額から5万円控除</p>					

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
<p>(3)</p> <p>車両総重量が2.5t超3.5t以下バス・トラックで平成17年低排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準+15%達成車のうち平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した中古車</p> <p>取得価額から45万円控除</p> <p>平成17年低排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準+10%達成車又は平成17年低排出ガス基準50%以上達成かつ平成27年度燃費基準+15%達成車</p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用及び軽自動車 <math>\frac{0.4}{100}</math></p> <p>自家用 <math>\frac{0.6}{100}</math></p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した中古車</p> <p>取得価額から35万円控除</p> <p>平成17年低排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準+5%達成車又は平成17年低排出ガス基準50%以上達成かつ平成27年度燃費基準+10%達成車</p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用及び軽自動車 <math>\frac{0.8}{100}</math></p> <p>自家用 <math>\frac{1.2}{100}</math></p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した中古車</p> <p>取得価額から25万円控除</p>					

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
	<p>平成17年低排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準達成車又は平成17年低排出ガス基準50%以上達成かつ平成27年度燃費基準+5%達成車</p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用及び軽自動車 <math>\frac{1.2}{100}</math></p> <p>自家用 <math>\frac{1.8}{100}</math></p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した中古車</p> <p>取得価額から15万円控除</p>				
	<p>プラグインハイブリッド自動車</p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した中古車</p> <p>取得価額から45万円控除</p>				
	<p>クリーンディーゼル乗用車</p> <p>ポスト新長期規制に適合している自動車のうち平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した中古車</p> <p>取得価額から45万円控除</p>				

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
	<p>ディーゼル車 ハイブリッドディーゼル車</p> <p>(1) ポスト新長期規制からNOxかつPM10%低減し、かつ平成27年度燃費基準+15%達成車</p> <p>車両総重量が3.5t超のディーゼルのバス・トラック等</p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した中古車（ハイブリッドディーゼル車に限る）</p> <p>取得価額から45万円控除</p> <p>(2) ポスト新長期規制からNOxかつPM10%低減し、かつ平成27年度燃費基準+10%達成車又はポスト新長期規制に適合し、かつ平成27年度燃費基準+15%達成車</p> <p>車両総重量が2.5t超3.5t以下のディーゼルのバス・トラック等</p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用 <math>\frac{0.4}{100}</math></p> <p>自家用 <math>\frac{0.6}{100}</math></p> <p>車両総重量が3.5t超のディーゼルのバス・トラック等</p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用 <math>\frac{0.4}{100}</math></p> <p>自家用 <math>\frac{0.6}{100}</math></p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した中古車（ハイブリッドディーゼル車に限る）</p> <p>取得価額から35万円控除</p>				

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
	<p>(3)</p> <p>ポスト新長期規制からN O xかつPM10%低減し、かつ平成27年度燃費基準+5%達成車又はポスト新長期規制に適合し、かつ平成27年度燃費基準+10%達成車</p> <p>車両総重量が2.5t超3.5t以下のディーゼルのバス・トラック等</p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用 <math>\frac{0.8}{100}</math></p> <p>自家用 <math>\frac{1.2}{100}</math></p> <p>車両総重量が3.5t超のディーゼルのバス・トラック等</p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用 <math>\frac{0.8}{100}</math></p> <p>自家用 <math>\frac{1.2}{100}</math></p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した中古車（ハイブリッドディーゼル車に限る）</p> <p>取得価額から25万円控除</p>				

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
	<p>(4)</p> <p>ポスト新長期規制からN O xかつPM10%低減し、かつ平成27年度燃費基準達成車又はポスト新長期規制に適合し、かつ平成27年度燃費基準+5%達成車</p> <p>車両総重量が2.5t超3.5t以下のディーゼルのバス・トラック等</p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用 <math>\frac{1.2}{100}</math></p> <p>自家用 <math>\frac{1.8}{100}</math></p> <p>車両総重量が3.5t超のディーゼルのバス・トラック等</p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用 <math>\frac{1.2}{100}</math></p> <p>自家用 <math>\frac{1.8}{100}</math></p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した中古車（ハイブリッドディーゼル車に限る）</p> <p>取得価額から15万円控除</p>				

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
	<p>(5)</p> <p>車両総重量が7.5t超バス・トラックで平成28年低排出ガス基準達成かつ平成27年度燃費基準+10%達成車</p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用 <math>\frac{0.4}{100}</math></p> <p>自家用 <math>\frac{0.6}{100}</math></p> <p>平成28年低排出ガス期準達成かつ平成27年度燃費基準+5%達成車</p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用 <math>\frac{0.8}{100}</math></p> <p>自家用 <math>\frac{1.2}{100}</math></p> <p>平成28年低排出ガス期準達成かつ平成27年度燃費基準達成車</p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用 <math>\frac{1.2}{100}</math></p> <p>自家用 <math>\frac{1.8}{100}</math></p>				

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
	<p>衝突被害軽減ブレーキ搭載車</p> <p>車両総重量が3.5t超8t以下のトラック</p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>取得価額から350万円控除</p> <p>車両総重量が8t超20t以下のトラック</p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>取得価額から350万円控除</p> <p>車両総重量が20t超22t以下のトラック</p> <p>平成27年4月1日から平成28年10月31日までに取得した新車</p> <p>取得価額から350万円控除</p> <p>車両総重量が5t以下のバス等で乗車定員10人以上で立席がないもののうち</p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>取得価額から350万円控除</p> <p>車両総重量が5t超12t以下のバス等乗車定員10人以上で立席がないもののうち</p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>取得価額から350万円控除</p>				

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
	<p>車両安定性制御装置搭載車 車両総重量が3.5t超8t以下のトラック 平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車 取得価額から350万円控除</p> <p>車両総重量が8t超20t以下のトラック 平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車 取得価額から350万円控除</p> <p>車両総重量が20t超22t以下のトラック 平成27年4月1日から平成28年10月31日までに取得した新車 取得価額から350万円控除</p> <p>車両総重量が5t超12t以下のバス等乗車定員10人以上で立席がないものうち 平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車 取得価額から350万円控除</p>				

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
	<p>衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車 車両総重量が3.5t超8t以下のトラック 平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車 取得価額から525万円控除</p> <p>車両総重量が8t超20t以下のトラック 平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車 取得価額から525万円控除</p> <p>車両総重量が20t超22t以下のトラック 平成27年4月1日から平成28年10月31日までに取得した新車 取得価額から525万円控除</p> <p>車両総重量が5t超12t以下のバス等乗車定員10人以上で立席がないものうち 平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車 取得価額から525万円控除</p>				

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
	<p>バリアフリー車両 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入したノンステップバス</p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>取得価額から1000万円控除</p> <p>一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入したリフト付きバス</p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>乗車定員30人以上 取得価額から650万円控除</p> <p>乗車定員30人未満 取得価額から200万円控除</p> <p>一般乗合旅客自動車運送事業者が導入したユニバーサルデザインタクシー</p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>取得価額から100万円控除</p>				

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
軽油引取税	<p>1 kℓにつき15,000円 〔当分の間、引取に係るもの〕 1 kℓにつき32,100円</p>	左に同じ	毎翌月末日	(減免) 天災その他特別の事情により被害を受けた者のうち知事が必要と認めるもの	
自動車税	<p>1. 乗用車 営業用 総排気量 1ℓ以下 年額 7,500円 1ℓ超 1.5ℓ以下 年額 8,500円 1.5ℓ超 2ℓ以下 年額 9,500円 2ℓ超 2.5ℓ以下 年額 13,800円 2.5ℓ超 3ℓ以下 年額 15,700円 3ℓ超 3.5ℓ以下 年額 17,900円 3.5ℓ超 4ℓ以下 年額 20,500円 4ℓ超 4.5ℓ以下 年額 23,600円 4.5ℓ超 6ℓ以下 年額 27,200円 6ℓ超 年額 40,700円</p> <p>自家用 総排気量 1ℓ以下 年額 29,500円 1ℓ超 1.5ℓ以下 年額 34,500円 1.5ℓ超 2ℓ以下 年額 39,500円 2ℓ超 2.5ℓ以下 年額 45,000円 2.5ℓ超 3ℓ以下 年額 51,000円 3ℓ超 3.5ℓ以下 年額 58,000円 3.5ℓ超 4ℓ以下 年額 66,500円</p>	1. 左に同じ	<p>1. 賦課期日 4月1日 2. 納期 5月1日～ 5月31日</p> <p>道路運送車両法第7条&lt;新規登録&gt;の規定による登録を賦課期日後翌年2月末日までの間に申請をしたとき登録の申請をした日</p>	(免除) 1. 商品であって使用しない自動車 2. 消防専用自動車及び救急専用自動車 3. もっぱら公益の用に直接供する自動車 4. 平成24年1月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受けた電気自動車及びプラグインハイブリット自動車 (減免) 1. 天災その他特別の事情により被害を受けた者のうち、知事が必要と認めるもの 2. 一定の身体障害者が所有する自動車 3. 一定の身体障害者が所有する自動車(重度身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する自動車を含む)で当該重度身体障害者又は精神障害者のために同一生計者が運転	

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
	4t 超 4.5t 以下 年額 76,500円 4.5t 超 6t 以下 年額 88,000円 6t 超 年額 111,000円 (ロータリーエンジンを原動機とする自動車については、エンジンの総容積にローターの数及び1.5を乗じた数値を総排気量とみなして上記の区分を適用する。)				
2. トラック		2. 左に同じ			
営業用					
最大積載量					
1 t 以下	年額 6,500円				
1 t 超 2 t 以下	年額 9,000円				
2 t 超 3 t 以下	年額 12,000円				
3 t 超 4 t 以下	年額 15,000円				
4 t 超 5 t 以下	年額 18,500円				
5 t 超 6 t 以下	年額 22,000円				
6 t 超 7 t 以下	年額 25,500円				
7 t 超 8 t 以下	年額 29,500円				
8 t 超	年額29,500円に 8 t を超える 1 t 毎に 4,700円を加算した額				
小型自動車に属するけん引車	年額 7,500円				
普通自動車に属するけん引車	年額 15,100円				
小型自動車に属する被けん引車	年額 3,900円				
普通自動車に属する最大積載量 8 t 以下の被けん引車	年額 7,500円				
				するもの及び身体障害者又は精神障害者のみで構成される世帯の重度身体障害者又は精神障害者が所有する自動車で、当該重度身体障害者又は精神障害者を常時介護する者（当該重度身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者を除く）が運転するもののいずれかに該当する自動車のうち、知事が必要と認めるもの（以上いずれも1人について1台に限る。） 3. 構造上身体障害者の利用に専ら供するためのものと認められる自動車のうち、知事が必要と認めるもの 4. 中古自動車販売業者が、賦課期日において商品として所有し、かつ、展示している自動車のうち、知事が必要と認めるもの	

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点	
	8 t 超の被けん引車 年額7,500円に 8 t を超える 1 t 毎に 3,800円を加算した額 最大乗車定員が 4 人以上であるもの 総排気量 1t 以下 それぞれの年額に 3,700円を加算した額 総排気量 1t 超 1.5t 以下 それぞれの年額に 4,700円を加算した額 総排気量 1.5t 超 それぞれの年額に 6,300円を加算した額 自家用 最大積載量 1 t 以下 年額 8,000円 1 t 超 2 t 以下 年額 11,500円 2 t 超 3 t 以下 年額 16,000円 3 t 超 4 t 以下 年額 20,500円 4 t 超 5 t 以下 年額 25,500円 5 t 超 6 t 以下 年額 30,000円 6 t 超 7 t 以下 年額 35,000円 7 t 超 8 t 以下 年額 40,500円 8 t 超 年額40,500円に 8 t を超える 1 t 毎に 6,300円を加算した額 小型自動車に属するけん引車 年額 10,200円 普通自動車に属するけん引車 年額 20,600円 小型自動車に属する被けん引車 年額 5,300円 普通自動車に属する最大積載量 8 t 以下の被けん引車 年額 10,200円					

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
8 t 超の被けん引車 年額10,200円に8 t を超える1 t毎に 5,100円を加算し た額 最大乗車定員が4人以上で あるもの 総排気量1ℓ 以下 それぞれの年額に 5,200円を加算し た額 総排気量1ℓ 超 1.5ℓ 以下 それぞれの年額に 6,300円を加算し た額 総排気量1.5ℓ 超 それぞれの年額に 8,000円を加算し た額					
3. バス 営業用 一般乗合用のもの 定員 30人以下 年額 12,000円 30人超40人以下 年額 14,500円 40人超50人以下 年額 17,500円 50人超60人以下 年額 20,000円 60人超70人以下 年額 22,500円 70人超80人以下 年額 25,500円 80人超 年額 29,000円 一般乗合以外のもの 定員 30人以下 年額 26,500円 30人超40人以下 年額 32,000円 40人超50人以下 年額 38,000円 50人超60人以下 年額 44,000円 60人超70人以下 年額 50,500円 70人超80人以下 年額 57,000円 80人超 年額 64,000円	3. 左に同じ				

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
自家用 定員 30人以下 年額 33,000円 30人超40人以下 年額 41,000円 40人超50人以下 年額 49,000円 50人超60人以下 年額 57,000円 60人超70人以下 年額 65,500円 70人超80人以下 年額 74,000円 80人超 年額 83,000円					
4. 三輪の小型自動車 営業用 年額 4,500円 自家用 年額 6,000円		4. 左に同じ			
5. 特種用途自動車 営業用 壺きゅう車 年額 10,100円 その他 年額 13,500円 自家用 キャンピング車 総排気量 1ℓ 以下 年額 23,600円 1ℓ 超 1.5ℓ 以下 年額 27,600円 1.5ℓ 超 2ℓ 以下 年額 31,600円 2ℓ 超 2.5ℓ 以下 年額 36,000円 2.5ℓ 超 3ℓ 以下 年額 40,800円 3ℓ 超 3.5ℓ 以下 年額 46,400円 3.5ℓ 超 4ℓ 以下 年額 53,200円 4ℓ 超 4.5ℓ 以下 年額 61,200円 4.5ℓ 超 6ℓ 以下 年額 70,400円 6ℓ 超 年額 88,800円 その他 年額 18,400円	5. 左に同じ				

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
	<p>ロータリーエンジンを原動機とする自動車については、エンジンの総容積にローターの数及び1.5を乗じた数値を総排気量とみなして上記を総排気量とみなして上記の区分を適用する。</p> <p>6. グリーン化税制</p> <p>(1) 税率の軽減</p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに新車新規登録された自動車のうち</p> <p>電気自動車（燃料電池車含む）、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車 通常税率の概ね75%軽減</p> <p>平成17年排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準20%以上達成車（平成32年度燃費基準達成） 通常税率の概ね75%軽減</p> <p>平成17年排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準20%又は10%以上達成車（平成32年度燃費基準未達成） 通常税率の概ね50%軽減</p> <p>(2) 税率の重課</p> <p>平成17年3月31日までに新車新規登録されたディーゼル車、平成15年3月31日までに新車新規登録されたガソリン車及びLPG車 通常税率の概ね15%重課</p>	<p>(1) 税率の軽減</p> <p>平成26年4月1日から平成28年3月31日までに新車新規登録された自動車のうち</p> <p>電気自動車（燃料電池車含む）、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車 通常税率の概ね75%軽減</p> <p>平成17年排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準20%以上達成車（平成32年度燃費基準達成） 通常税率の概ね75%軽減</p> <p>平成17年排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準20%又は10%以上達成車（平成32年度燃費基準未達成） 通常税率の概ね50%軽減</p> <p>(2) 税率の重課</p> <p>平成16年3月31日までに新車新規登録されたディーゼル車、平成14年3月31日までに新車新規登録されたガソリン車及びLPG車 通常税率の概ね10%重課</p>			
鉱区税	<p>1. 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 試掘鉱区100アール毎 年額 200円 採掘鉱区100アール毎 年額 400円</p> <p>2. 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 100アール毎 年額 200円</p>	左に同じ	<p>1. 賦課期日 (減免) 4月1日 天災その他特別の事情により被害を受けた者のうち知事が必要と認めるもの</p> <p>2. 納期 5月15日～5月31日</p>		

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
	<p>3. 石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区 1の税率の<math>\frac{2}{3}</math> (注) 100アール未満の端数は100アールとみなす。</p>				
固定資産税	$\frac{1.4}{100}$	左に同じ	<p>1. 賦課期日 1月1日</p> <p>2. 納期 第1期 4月1日～4月30日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 12月1日～12月25日 第4期 2月1日～2月末日</p>	(減免) 天災その他特別の事情により被害を受けた者のうち知事が必要と認めるもの (免除) 過疎地域内において租税特別措置法第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける償却資産で条例の規定によるもの	
狩猟税		左に同じ	<p>1. 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に規定する者以外のもの 8,200円</p> <p>2. 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないものうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 5,500円</p> <p>3. 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に規定する者以外のもの 16,500円</p> <p>4. 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないものうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 11,000円</p> <p>5. 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円</p>	(減免) 下記のうち知事が必要と認める者 1. 天災その他特別の事情により被害を受けた者 2. 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者	

## 2 税制改正

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
狩猟税	6. 狩猟者登録を申請した日 前1年以内に、愛知県内の区域 において鳥獣による生活環境 、農林水産又は生態系に係る 被害の防止等の目的で、鳥獣 保護法に基づく許可捕獲等に 従事した者 平成27年4月1日から 平成31年3月31日までの登録	平成27年4月1日から 平成29年3月31日までの登録			
	1の税率の者 4,100円	左に同じ			
	2の税率の者 2,700円				
	3の税率の者 8,200円				
	4の税率の者 5,500円				
	5の税率の者 2,700円				
産業廃 物税	最終処分場に搬入された産業 廃棄物の重量1トンにつき 1,000円  自らの産業廃棄物を自ら設置 する最終処分場に搬入する場 合は産業廃棄物の重量1トン につき 500円	左に同じ	毎翌月末日	(減免) 天災その他特別の 事情により被害を受 けた者のうち知事が 必要と認めるもの	

税目	主な改正事項																
法人県民税 法人事業税	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の創設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体が行う、地方創生を推進する上で効果の高い一定の事業に対して法人が行った寄附について、現行の寄附金の損金算入措置に加え、法人事業税・法人住民税及び法人税から税額控除。</li> </ul> </li> <li>○所得割の税率の引下げ及び外形標準課税の拡大 <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 100%;"> <thead> <tr> <th>[標準税率]</th> <th>改正前</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割</td> <td>4.3%</td> <td>3.1%</td> <td>0.7% (年800万円超の所得)</td> </tr> <tr> <td>付加価値割</td> <td>0.48%</td> <td>0.72%</td> <td>1.2%</td> </tr> <tr> <td>資本割</td> <td>0.2%</td> <td>0.3%</td> <td>0.5%</td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>○外形標準課税に係る負担変動軽減措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業規模が一定以下の法人について、3年間に限り外形標準課税の拡大による負担増を軽減。(◎：3/4軽減、◎：2/4軽減、◎：1/4軽減)</li> </ul> </li> <li>○法人県民税法人税割の税率の改正（平成31年10月1日以後に開始する事業年度から）※ <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費税率10%段階において、地域間の税源の偏在是正を図るため、法人県民税法人税割の一部を交付税原資化。(3.2%→1.0%)</li> </ul> </li> <li>○法人事業税交付金制度の創設（平成31年10月1日から）※ <ul style="list-style-type: none"> <li>・納付された法人事業税の額の100分の5.4に相当する額を、従業者数を基準として都道府県から市町村に交付する。</li> </ul> </li> </ul>	[標準税率]	改正前	平成27年度	平成28年度以降	所得割	4.3%	3.1%	0.7% (年800万円超の所得)	付加価値割	0.48%	0.72%	1.2%	資本割	0.2%	0.3%	0.5%
[標準税率]	改正前	平成27年度	平成28年度以降														
所得割	4.3%	3.1%	0.7% (年800万円超の所得)														
付加価値割	0.48%	0.72%	1.2%														
資本割	0.2%	0.3%	0.5%														
地方法人 特別税	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地方法人特別税の廃止等（平成31年10月1日以後に開始する事業年度から）※ <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方法人特別税・譲与税を廃止し、全額法人事業税に還元。</li> </ul> </li> </ul>																
不動産取得税	○中小企業者が取得する健康サポート薬局に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の創設																
自動車取得税	○廃止（平成31年10月1日から）※																
自動車税	<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境性能割の創設（平成31年10月1日から）※ <ul style="list-style-type: none"> <li>・税率は燃費基準値達成度等に応じて決定し、非課税、1%、2%、3%の4段階を基本とする。</li> <li>・軽自動車税環境性能割は、当分の間、都道府県が賦課徴収等を行う。</li> <li>・税収の一定割合を市町村へ交付する。</li> </ul> </li> </ul>																

※「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第85号）及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第86号）により、消費税率の10%への引き上げ時期が平成31年10月とされたことに伴い、平成29年4月から延期された。